

東京外かく環状道路
新倉パーキングエリア代替施設検討

特 記 仕 様 書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
関東支社 東京外環工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 東京外かく環状道路 新倉パーキングエリア代替施設検討

1-1-2 路線名 東京外環自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 埼玉県和光市丸山台
至) 埼玉県和光市丸山台

1-1-4 主な履行内容

連絡等施設設計

予備設計

1箇所

詳細設計

0.26km

附帯工設計

詳細図作成

9枚

既設構造物荷重照査

3断面

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（1）受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

（2）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

（3）完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員

の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 330 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
完成図	—	契約締結後	電子データ
詳細設計成果品	東京外郭環状道路 丸山台地区道路詳細設計	契約締結後	電子データ
しゅん功図	東京外環自動車道 和光本線ボックス補修工事	契約締結後	電子データ

1-6 部分使用

共通仕様書 1-3-5 「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
平面図、縦断図、横断図、詳細図	令和 9 年 10 月	管理者等との協議に使用するため

1-7 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1-16「関係官公署及び関係会社への手続」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

(1) パーキングエリア設置関係

位置	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
丸山台広場	和光市	連絡等施設設置に関する協議	令和9年11月

1-8 計画工程表

1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者で協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書1-7「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書1-9-3「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
連絡等施設設計	予備設計	
	現地踏査	
	設計計画	
	平面図作成	
	縦断図・横断図作成	
	数量計算	
	既設構造物荷重照査	
附帯工設計	詳細図作成	
設計打合せ		
設計報告書の作成		

1-8-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-14-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員で協議の上決定するものとする。

1－9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1－10 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1－4 4－1 「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（様式－2）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1－11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者との協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1－12 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

- (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量（技師 B 換算の人工数と期間）を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 連絡等施設設計

2-1-1 予備設計

予備設計とは、共通仕様書5-4-1に基づき、現況のパーキングエリアと同程度の規模を想定し、本業務で詳細設計を行う位置とは別に、代替となるパーキングエリア位置の選定を行うもの。

単価項目	設計区分	設計条件
連絡等施設設計 予備設計	設計縮尺：1/5000	和光 IC および和光北 IC 出口から 2 k m 以内の範囲でパーキングエリアの代替地の適地検討を行うもの。

2-1-2 詳細設計の設計区分

詳細設計とは、共通仕様書5-4-6に基づき、既設パーキングエリアの代替となるパーキングエリアの設計を行うもので、代替パーキングエリアの構造、駐車ますの配置、舗装構成及び施設配置等の設計を行うもので、設計区分は以下に示すものとする。

単価項目	設計区分
連絡等施設設計 設計計画	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 1 / 5 0 0 平面図作成	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 1 / 1 0 0 0 平面図作成	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 縦断面図作成	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 標準横断面図作成	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 横断面図作成	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 用排水設計	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 数量計算	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計
連絡等施設設計 設計打合せ	協議用図面作成AまたはB後の詳細設計

2-2 附帯工設計

(1) 詳細図作成

共通仕様書5-5-4に示す詳細図作成は次に示すとおり行うものとする。

区分	図面種類	枚数	作成難易度	備考
設計協議説明図作成A	施工ステップ図	5	普通	各種設備
	利用車動線図面	1		
	設備図面	1		
設計協議説明図作成B	撤去工図面	1	複雑	既設構造物等撤去図面
簡易舗装工詳細図A	1/1000 平面図	1	普通	舗装面の高さ、各点間距離、横断勾配及びグリッド (50m間隔)

2-3 既設構造物 荷重照査

既設構造物 荷重照査とは、代替パーキングエリア施設の設置に伴い既設 BOX カルバートに作用する上載荷重が現況から変化するため、貸与資料等により照査を行うもの。

照査に用いる荷重条件は、代替パーキングエリア施設、舗装構成、盛土荷重、駐車車両荷重を考慮するものとし、照査結果については、計算書及び照査結果一覧表として監督員へ提出するものとする。

なお、照査の結果既設 BOX カルバートの地震時照査が必要となった場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2-4 設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め5回とする。当初の打合せは現地踏査に併せて行うものとし、打合せの検測数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

時期	回数
中間	3回
業務内容確認検査	1回
完了検査	1回

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社東京外環工事事務所で行うものとする。

ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-5 成果品

2-5-1 成果品

報告書の表紙は、黒色とし金文字製本とする。

2-6 補足事項

- (1) 協議の進捗状況に応じて協議用資料作成を追加する場合がある。なお、その場合の費用については、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 ○○自動車道 ○○業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

監督員 _____ 殿

受 注
管理技術者 _____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名	東日本高速道路(株) 関東支社 ※□工事事務所		
調 査 等 名	○○自動車道 ○○業務		
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。